

松原地区複合拠点整備事業に係る協定書（案）

安芸太田町（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇会社（以下「乙」という。）、〇〇〇〇会社（以下「丙」という。）及び〇〇〇〇会社（以下「丁」という。）とは、甲が発注する松原地区複合拠点整備事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、松原地区複合拠点整備事業（以下「本事業」という。）の発注に当たり、甲が実施した本事業の設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザルにおいて、乙が本事業の設計業務及び工事監理業務、丙が建設業務、丁が住民参画型ワークショップ業務（以下「WS業務」という。）に係る優先交渉権者に選定されたことを確認し、甲、乙、丙及び丁による本事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲、乙、丙及び丁の義務その他の必要な事項を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に係る一切を、信義に従い誠実に行う。

（協議等）

第3条 甲、乙及び丙は、事業契約の締結に向けて、本事業の事業費額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を技術提案書提出時に提示された価格提案書に基づき、3者により本事業の設計に関する協議（以下「3者協議」という。）を行う。

2 3者協議は、甲が招集し、これに係る手続その他の調整を行う。

3 丙は、3者協議において、自らの技術と施工経験に基づく技術的な提案（プロポーザルにおける技術提案で採択された提案を含む。）等を行い、それに基づく設計者支援を実施する。

4 前項に定めるもののほか、丙は、甲から3者協議に要する資料の提出等の依頼があったときは、これに応じ、速やかに当該依頼事項を処理する。

（契約手続等）

第4条 甲は、技術提案書提出時に提示された価格提案書に基づき、乙と設計業務委託契約、丁とWS業務委託契約を締結する。

乙は、松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル要求水準書に従い、前条の規定による設計に関する協議の結果を反映した設計図書、建設費積算書及び工事監理費積算書等を作成し、これに基づき、甲が、本事業の建設費及び工事監理費を決定する。

なお、原則として、設計費、建設費、工事監理費及びWS業務費は、技術提案書提出時に提示された価格提案書の額をそれぞれ超えることはできない。

2 甲は前項の規定により算出された設計額に基づき、丙を契約の相手方として建設工事請負仮契約を締結する。

3 前項の規定により締結した建設工事請負仮契約は、安芸太田町議会において、事業契約の締結が可決された場合において、可決された日をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による事業契約書とみなすものとし、否決された場合は、その効力を失う。

4 工事監理業務の委託契約は、工事請負契約の締結が可決された後、乙から提出された設計業務の成果等による設計額に基づき、乙と工事監理業務委託契約を締結する。

(契約の不成立)

第5条 甲は、乙、丙及び丁が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を締結しない。

- (1) 公正取引委員会から、違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会から、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた命令に対し、独占禁止法第85条第1項の規定により命令取消の訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (5) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（ただし、これらの者に対し有罪判決が確定したときに限る。）。
- (6) 代表者又は役員（以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が不正の利益をを図る目的で暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）を利用したと認められるとき又は暴力団等に対して資金等を供給するなど暴力団等に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第7号から前号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の相手方としていた場合に、甲が乙、丙及び丁に対して当該契約の解除を求め、乙、丙及び丁がこれに従わなかったとき。

2 甲、乙、丙及び丁の責めにも帰することができない事由により、事業契約が締結に至らなかった場合は、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持等)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関し相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示しない。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に事前の通知を行うことが権限ある関係当局による犯罪捜査等に支障を来たす場合は、かかる事前の通知を要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士等法令上の守秘義務を負担する者に必要な範囲で開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

3 乙、丙及び丁は、前各項の規定にかかわらず、本協定に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他乙の定める諸規定の定めるところに従い、情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

4 乙、丙及び丁は、本協定に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令その他甲の定める諸規定を遵守する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙、丙及び丁は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(協定内容の変更)

第8条 本協定書に規定する各事項は、甲、乙、丙及び丁の書面による同意がなければ変更することはできない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から第4条に基づき契約締結したすべての業務が完了する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず第5条、第6条及び第7条の規定については、本協定の有効期間の経過後も有効とする。

(その他)

第10条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項においては、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1
広島県安芸太田町
代表者 安芸太田町長 橋本博明 印

乙

印

丙

印

丁

印